

内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）第十七条第一項の申請書（同法第二十四条の三第一項の規定による変更の認定があつたときは、当該変更の認定に係る同令第十九条第二項の申請書を含む。以下この条において「認定申請書」という。）の写し及び当該認定申請書に係る同令第十八条第一項の認定書（当該変更の認定があつたときは、当該変更の認定に係る同令第十九条第五項の認定書を含む。）の写し、同令第二十一条の三第二項の確認申請書の写し及び同条第四項の確認書の写し並びに同令第四十一条の二第一項の確認申請書の写し及び同条第三項の確認書の写しとする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附則

第一条 この省令は、令和八年四月一日から施行する。

第二条 この省令による改正後の地方税法施行規則の規定中法人の事業税に関する部分は、この省令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第三百二十六号

社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第七十七条第一項の規定に基づき、社会福祉法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十月四日

厚生労働大臣 福岡 資麿

社会福祉法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十八号）の一部を次の表のように改正する。
（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（法第七十七条第一項に規定する厚生労働省令で定める契約等）</p> <p>第十六条 法第七十七条第一項に規定する厚生労働省令で定める契約は、次に掲げる事業において提供される福祉サービスを利用するための契約とする。</p> <p>一・二（略）</p>	<p>（法第七十七条第一項に規定する厚生労働省令で定める契約等）</p> <p>第十六条 法第七十七条第一項に規定する厚生労働省令で定める契約は、次に掲げる事業において提供される福祉サービスを利用するための契約とする。</p> <p>一・二（略）</p>

<p>三 法第二条第三項第二号に掲げる事業のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ ホ（略）</p> <p>ヘ 子育て援助活動支援事業</p> <p>ト 親子再統合支援事業</p> <p>チ 社会的養護自立支援拠点事業</p> <p>リ 意見表明等支援事業</p> <p>ヌ 妊産婦等生活援助事業</p> <p>ル カ（略）</p> <p>ヨ 里親支援センターを経営する事業</p> <p>四ノ十（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>三 法第二条第三項第二号に掲げる事業のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ ホ（略）</p> <p>ヘ 子育て援助活動事業</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>ト ヌヌ（略）</p> <p>ル（新設）</p> <p>四ノ十（略）</p> <p>2（略）</p>
---	---

附則

この省令は、公布の日から施行する。

告示

○復興庁告示第四号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、令和六年七月二十六日付けで認定した復興推進計画（亘理町復興推進計画（認定番号宮城第九十六号）に係る指定金融機関を令和六年九月十八日付けで次のとおり指定したので、告示する。

令和六年十月四日

内閣総理大臣 石破 茂

一 名称 株式会社常陽銀行

二 住所 茨城県水戸市南町二丁目五番五号

○総務省告示第三百七号

地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号）の一部の施行に伴い、地方税法附則第八條の三の四第一項の規定に基づく生産性の向上及び需要の開拓に特に資するものとして総務大臣が定める基準を次のように定める。

令和六年十月四日

総務大臣 村上誠一郎

地方税法附則第八條の三の四第一項の規定に基づく生産性の向上及び需要の開拓に特に資するものとして総務大臣が定める基準は、同項の認定特別事業再編事業者が同項の認定特別事業再編計画に従つて行う同項の特別事業再編が産業競争力強化法第四十六条の二の規定に基づく生産性の向上及び需要の開拓に特に資するものとして主務大臣が定める基準（令和六年内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第十一号）一及び二に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

附則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。